

あいぎん

< 少額投資非課税制度 >

NISAの

ススメ

つみたてNISA

年間40万円まで（20年間で最大800万円）の投資から得た利益が非課税となる制度です。非課税で長期的な積立投資が可能です。

一般NISA

年間120万円を上限として最長5年間で最大600万円までの投資から得た利益が非課税となる制度です。

ジュニアNISA

未成年の方も年間80万円までの投資から得た利益が一般NISAと同様に、非課税となる制度です。



Littlelovin

© 2022 SANRIO CO., LTD. APPROVAL No.L622175



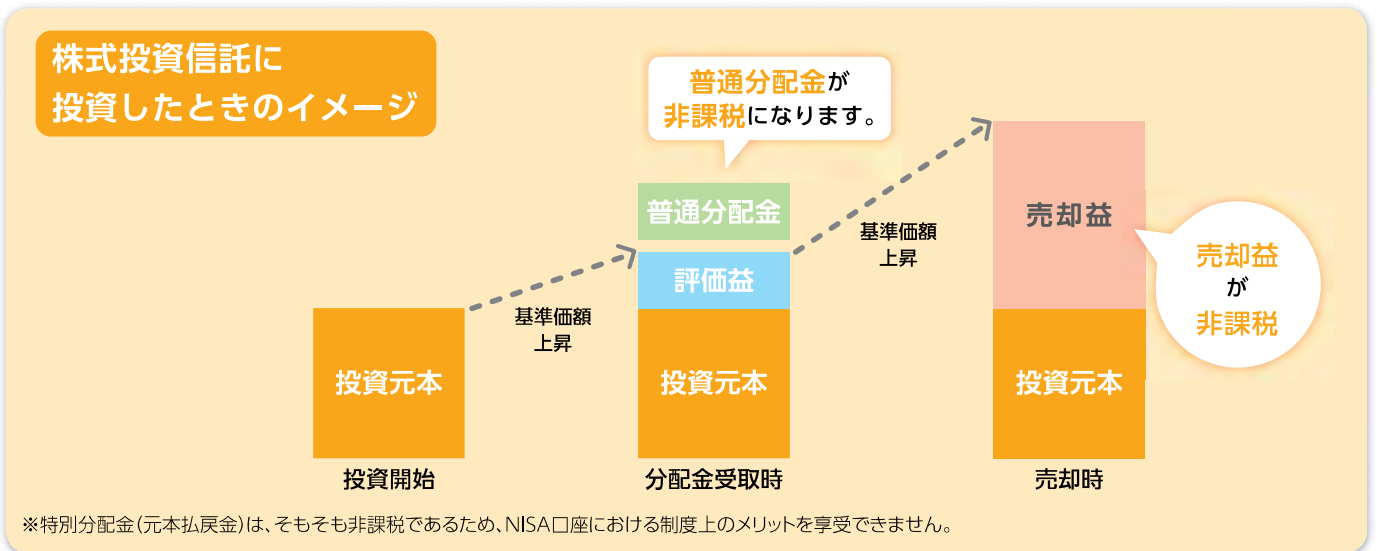
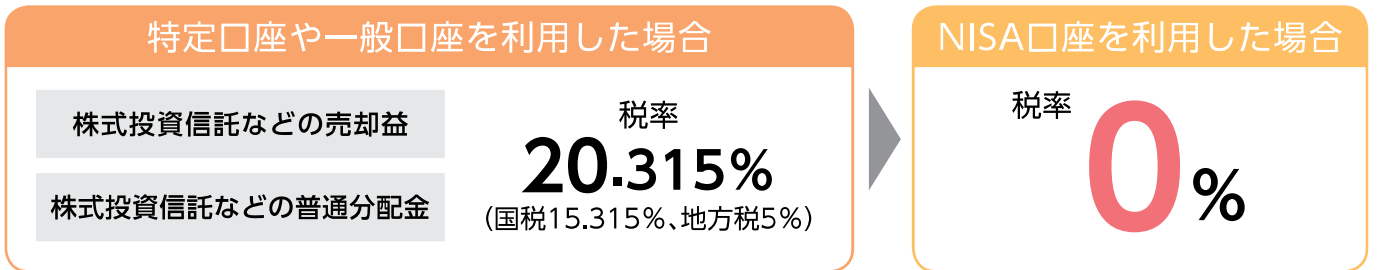
あい、ふれあい、きずきあい

愛知銀行

NISA制度について

NISAのメリット

NISA口座を利用して公募株式投資信託に投資した場合、非課税期間中に受け取った「普通分配金」と売却時の「値上がり益」が**非課税**になります。



3つのNISAの比較

一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAにはそれぞれ異なるポイントがありますので、確認しておきましょう。

事項	一般NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA
利用できる年齢	20歳以上*1	20歳以上*1	0歳～19歳*2
年間非課税投資枠	120万円	40万円	80万円
非課税投資総額	600万円 (120万×5年)	800万円 (40万×20年)	400万円 (80万×5年)
投資対象	上場株式等 (ETF・REIT含む)、公募株式投資信託	信託期間が20年以上、非毎月分配型等の公募株式投資信託など	上場株式等 (ETF・REIT含む)、公募株式投資信託
投資可能期間	2014年1月1日～2023年12月末まで	2018年1月～2042年12月末まで	2016年4月～2023年12月末まで ※2023年以降も口座開設者が20歳*3に到達するまでは非課税保有を継続可能
非課税運用期間	投資した年から最長5年間 (ロールオーバー可能)	投資した年から最長20年間	投資した年から最長5年間 (ロールオーバー可能)
払出制限	なし	なし	18歳まで途中払出に制限 (災害時やむを得ない場合は非課税での払出が可能)
口座名義人	本人	本人	子
運用口座の管理	本人	本人	親権者等が代理
金融機関変更	可能	可能	不可

1 ※2019年度税制改正に伴い、2023年以後は、*1:18歳以上、*2:0～17歳、*3:18歳、となります。



一般NISA制度を理解する



一般NISAとは？



公募株式投資信託などの分配金や売却益が**非課税**になる個人投資家向けの制度です。
2023年までは、**毎年120万円***を上限として最長5年間で**最大600万円**までの投資から得た利益が**非課税**になります。

※2014年・2015年は毎年100万円が上限。

Point 1

対象は日本に住む
20歳以上*の方

Point 2

株式投資信託など
の売却益・普通分配金が
非課税

Point 3

毎年の
非課税投資枠は
120万円

Point 4

最長**5年間**の
非課税期間

Point 5

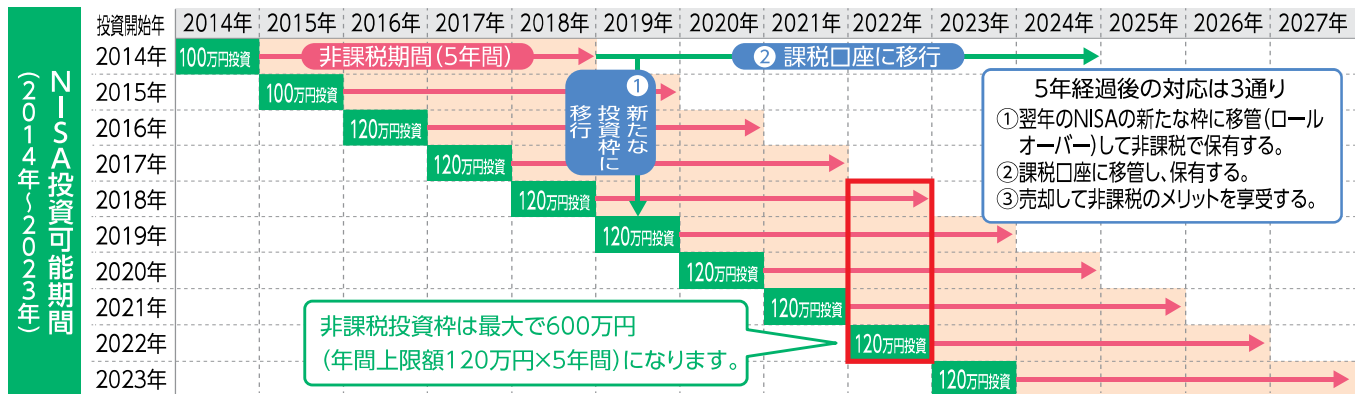
非課税投資枠総額は
最大600万円
(年間上限額120万円×5年間)

*2019年度税制改正に伴い、2023年以後は「18歳以上」に変更となります。

NISAのご利用イメージ



NISA口座では、**毎年上限額120万円の非課税投資枠**を使用して投資ができます。
非課税期間はそれぞれ5年目の年末まで。毎年非課税投資枠を利用すると、5年目には非課税投資枠総額は**最大600万円**になります。



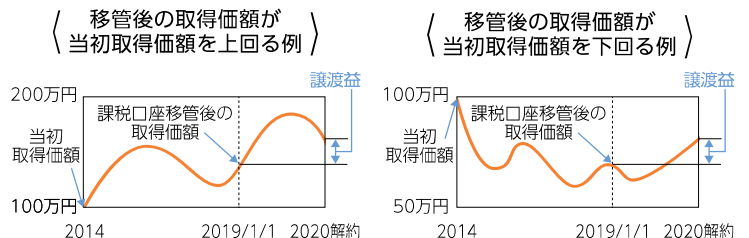
※2020年度税制改正に伴い、一般NISAの口座開設期間終了後、2024年～2028年において「新NISA」の口座開設が可能となりました。

ロールオーバーされる場合の留意事項

- ロールオーバーされた公募株式投資信託は、翌年1月に設定される一般NISA用の勘定である非課税管理勘定に移管されます(つみたてNISA用の勘定である累積投資勘定への移管はできません)。
- 移管された年は、つみたてNISAの利用はできません。
- 移管される公募株式投資信託の時価が年間の非課税投資枠(120万円)を超えていても、全額移管することができます。また、移管される公募株式投資信託の時価が120万円未満の場合には、120万円までの差額分、新規の非課税投資に利用できます。
- 移管された公募株式投資信託は、5年間、収益分配金や譲渡益が非課税となります。
- 当行以外の金融機関に開設されているNISA口座に移管することはできません。

課税口座に移管される場合の留意事項

- 非課税期間終了年12月の最終営業日の時価により、翌年1月1日に、課税口座へ移管されます。なお、特定口座を開設されている場合には、特段のお手続きをすることなく、特定口座へ移管されます。
- 取得価額は非課税期間終了年12月の最終営業日の時価となります(NISA口座で買付された際の取得価額ではありません)。
- 解約価額等と移管時の時価(取得価額)との差が譲渡益となるため、実質的には譲渡損失となる場合でも課税されることがあります(右記「移管後の取得価額が当初取得価額を下回る例」の図を参照)。
- 課税口座に移管された年以降の収益分配金や譲渡益については課税されます。なお、譲渡損失が発生した場合は損益通算や損失の繰越控除が可能となります。





つみたてNISA制度について



つみたてNISAとは？



つみたてNISAとは、将来に向けて長期間にわたり、継続的に積立投資を行うことで、非課税でお金を育てることができる制度です。

Point 1

対象は日本に住む
20歳以上*の方

Point 2

非課税投資枠は
毎年40万円まで
(20年間で最大800万円)

Point 3

公募株式投資信託の
譲渡所得・配当所得が
最長20年間非課税※

Point 4

長期・分散投資に適した
一定の投資商品に
限定★

Point 5

定期・定額での
積立投資

Point 6

一般NISAとつみたてNISAは
1年毎に選択可能
(同年の併用は不可)

*2019年度税制改正に伴い、2023年以後は「18歳以上」に変更となります。

★つみたてNISAの対象商品は長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託等が対象となります。以下の法令上の条件を満たす、金融庁に届け出のあった投資信託等に限定されます。



信託期間が
無期限または20年以上



分配頻度が
毎月でない



販売手数料が
不要



信託報酬が
低率

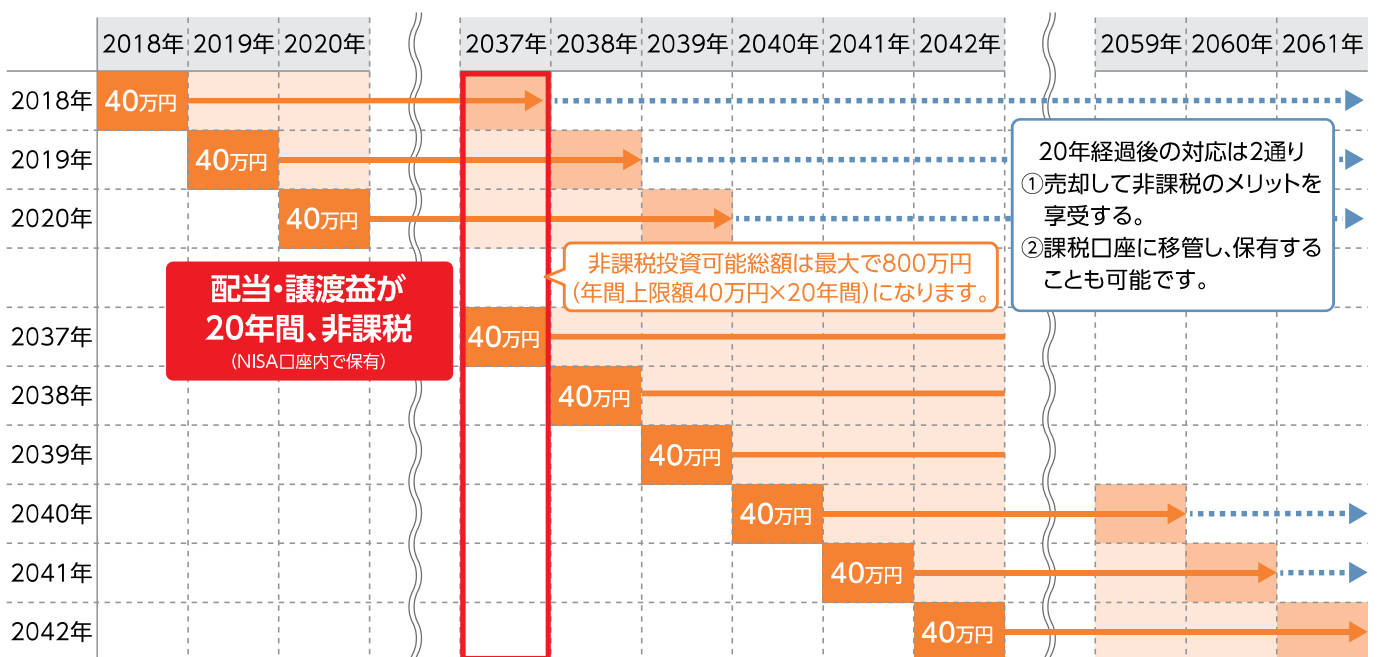
など

※制度期間は2018年から2042年までの間となります。

つみたてNISAのご利用イメージ



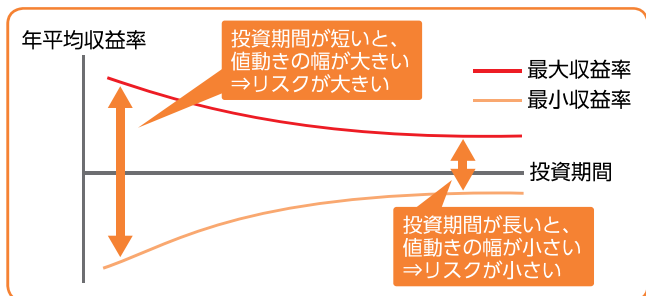
つみたてNISA口座では、毎年上限額40万円の非課税投資枠を使用して投資ができます。
非課税期間は20年間で、非課税投資枠は最大800万円になります。



つみたてNISAのリスクを抑える3つのポイント

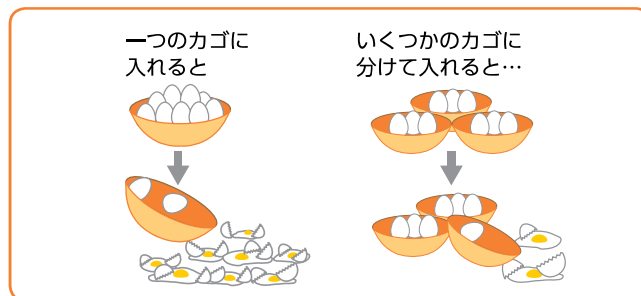
長期運用

短期だと収益の振れ幅が大きい場合でも、長期的に運用すれば、平均的な収益率に収束し、安定的に収益を上げる効果が期待できます。



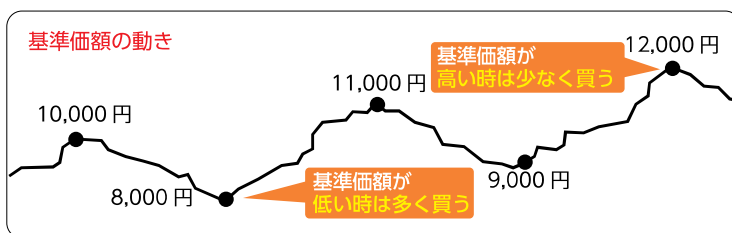
分散投資

一つの商品に投資をした場合、損失が出たときの影響は大きくなりますが、複数の商品に分散させることで、リスクを軽減できます。



ドルコスト平均法

つみたてNISAでは、投資信託を定期的に一定金額ずつ購入します。このような投資手法をドル・コスト平均法といいます。ドルコスト平均法では、基準価額が低い時には購入口数が多くなり、高い時には購入口数が少なくなりますので、基準価額に関係なく単に一定口数を購入していくよりも、平均購入単価を低く抑える効果が期待できます。



	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	合計
毎月1万円ずつ購入した場合	10,000口 10,000円	12,500口 10,000円	9,090口 10,000円	11,111口 10,000円	8,333口 10,000円	合計51,034口 (投入額50,000円) 平均購入単価: 1万円あたり、9,797円
毎月1万円ずつ購入した場合	10,000口 10,000円	10,000口 8,000円	10,000口 11,000円	10,000口 9,000円	10,000口 12,000円	合計50,000口 (投入額50,000円) 平均購入単価: 1万円あたり、10,000円

※上記の数字は、仮定のものであり、将来の成果をお約束するものではありません。また、相場下落時における損失を防止するものではありません。
※上記の例では手数料等は考慮しておりません。

NISA口座開設のご案内

◆初めてNISA口座開設される方 ー即日開設・購入可能ー

- ①お客さまは「非課税口座開設届出書」、「個人番号届出書」、「本人確認書類」等を愛知銀行にご提出いただきます。
NISA口座を即日開設し、お客さまは同日にNISA口座を利用して購入ができます。
- ②愛知銀行は、お客さまのNISA口座の開設状況を税務署に確認します。
- ③二重開設が確認された場合のみ、そのNISA口座で購入した投資信託は購入時に遡って、特定口座（未開設の場合は一般口座）に移管されます。

<NISA口座開設の流れ イメージ>



※NISA口座のお申込みの際に個人番号の告知が必要となるため、「個人番号カード」または「通知カード」等をご提示いただきます。詳しくは店舗窓口へお問い合わせください。

◆NISA口座を他の金融機関から移管される方・以前開設されていた方

上記ご提出書類と他の金融機関から交付された「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」等のご提出が必要です。

※税務署の承認を受けたうえで、当行にNISA口座が開設ができるため、即日開設・購入はできません。あらかじめ余裕をもったご提出をお願いいたします。詳しくは店舗窓口へお問い合わせください。



ジュニアNISA制度を理解する①



ジュニアNISAとは？



未成年者の方が利用できる制度です。
ジュニアNISAの口座開設期間は2023年までです。



Point 1 対象は日本に住む
0～19歳*の
未成年者の方



Point 2 **株式投資信託など**
の売却益・普通分配金が
非課税



Point 3 毎年の
非課税投資枠は
80万円



Point 4 非課税投資枠総額は
最大400万円
(年間上限額80万円×5年間)



Point 5 **最長5年間の**
非課税期間



Point 6 親権者が代理で運用
18歳まで
払出しに制限

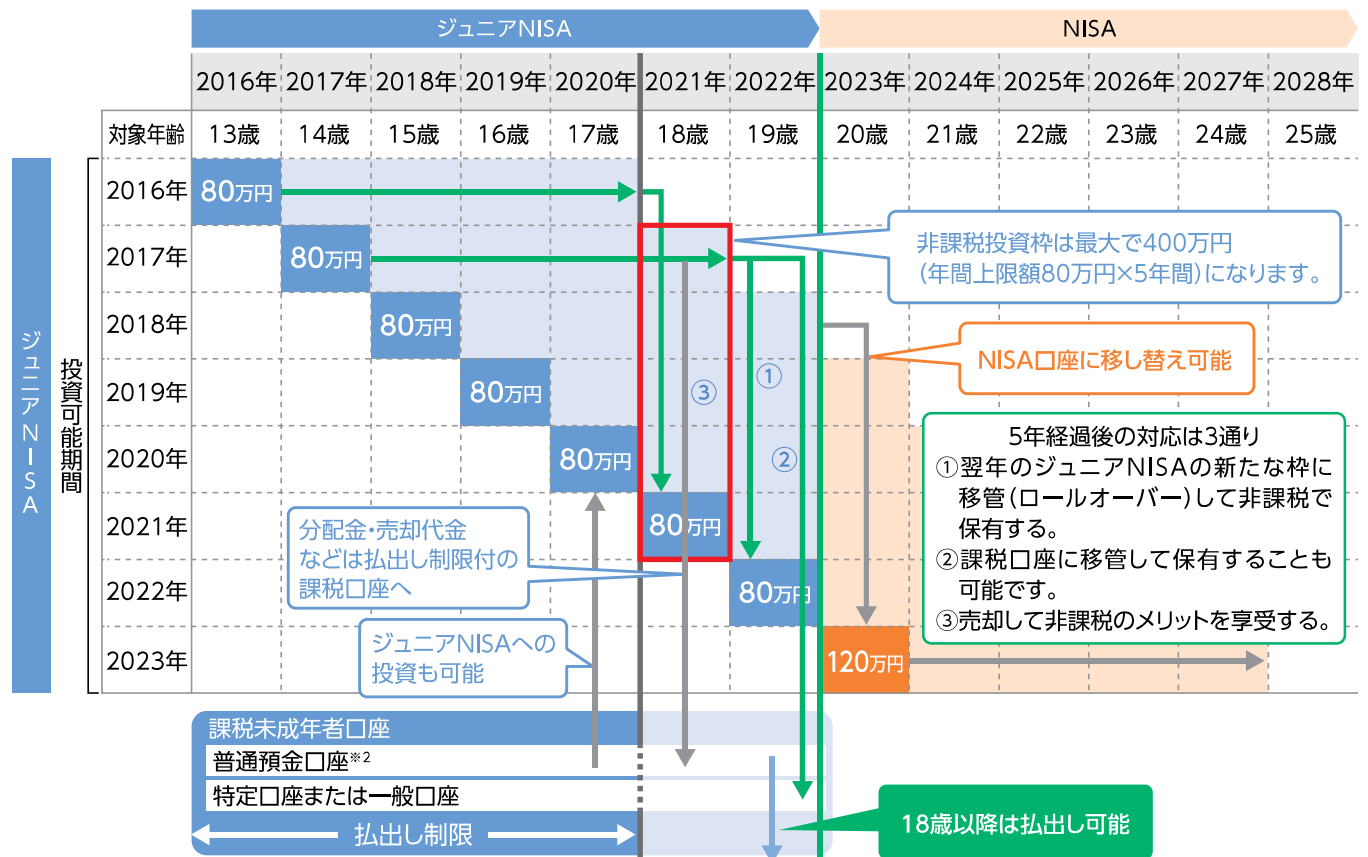
*2019年度税制改正に伴い、2023年以後は「0～17歳」に変更となります。

ジュニアNISAのご利用イメージ



ジュニアNISA口座では、**毎年上限額80万円の非課税投資枠**を使用して、**最大400万円**まで投資ができます。

<ジュニアNISA制度期間内に20歳になる場合>*1



*1 20歳になる前にジュニアNISA制度が終了してしまう場合、継続管理勘定へ移管し、お子さまが20歳になるまで非課税で保有可能です。新規投資はできません。

*2 ジュニアNISA口座取引時に指定預金口座として開設する普通預金口座(払出し制限付)をいいます。

*ジュニアNISAにおける新規投資は、2023年末で終了となります。



ジュニアNISA制度を理解する②



ジュニアNISA Q&A



Q ジュニアNISAの「払出し制限」や「課税ジュニア口座」って何ですか？



A 18歳になるまでは、原則としてジュニアNISAからお金を引き出すことはできません(払出し制限)。課税ジュニアNISA口座は、ジュニアNISA口座で保有する投資信託の分配金や売却代金等を管理するための口座で、ジュニアNISA口座と同時に開設することになります。



18歳まで払出しに制限

- 3月31日時点で18歳である年の前年末まで、ジュニアNISA口座からの払出しはできません。
- 2023年末までに途中で払出す場合、過去の利益全てに対して課税されます。
- 災害等のやむを得ない場合には、非課税で払出すことができます。



*20歳(2019年度税制改正に伴い、2023年以後は18歳に変更となります)になった年の翌年に、NISA口座が自動的に開設されます。

NISA口座内では、「一般NISA」または「つみたてNISA」のどちらか一方を選択できます。

また、2020年度税制改正により、2024年1月以後は途中払出しを行っても課税は行われず(非課税で払出せる)こととなりました。ただし、払出す場合は、ジュニアNISA口座自体を解約し、全額払出すこととなります(一部の払出しはできません)。

ジュニアNISA利用の例



口座開設可能期間	2023年までは<払出し制限あり(課税あり)> 2024年以降は<払出し制限解除(課税なし)>											払出し制限なし			
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	...	2034年	2035年
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	...	18歳	19歳
2016年	80万円														
2017年		80万円													
2018年			80万円												
2019年				80万円											
2020年					80万円										
2021年						80万円									
2022年							80万円								
2023年								80万円							
2024年以降															

Annotations in the table:

- 2016年: 売却代金等 (Withdrawal of proceeds)
- 2017年: ジュニアNISA口座で再投資可能 (Possible to reinvest in Junior NISA account)
- 2021年: 翌年の非課税投資枠を利用 (Use next year's non-tax investment limit)
- 2024年以降: 購入可能期間終了 (Purchase possible period ended)
- 2024年以降: 継続管理勘定(非課税のまま継続保有可能*) (Continued management account (possible to continue holding non-tax))
- 2024年以降: 売却代金等 (Withdrawal of proceeds)

Legend for account types:

- 課税未成年者口座*1 (Taxed minor account*1)
- 普通預金口座* (General savings account*)
- 特定口座または一般口座 (Designated account or general account)
- 18歳以降は払出し可能 (Possible to withdraw after 18 years old)

*1 課税未成年者口座で管理する資金を用いて金融商品を購入することができます。

*2 継続保有や途中売却は可能ですが、新規投資はできません。

※ジュニアNISA口座取引時に指定預金口座として開設する普通預金口座(払出制限付)をいいます。

【投資信託に関する留意事項】

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行に預託いただく投資信託は、投資者保護基金による一般顧客に対する支払いの対象ではありません。
- 投資信託の運用による損益は投資信託をご購入されたお客さまに帰属いたします。
- 投資信託は、国内外の値動きのある株式・債券・不動産投信などの有価証券等に投資しますので、運用実績は市場環境等により変動します。また外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動（為替変動リスク）により基準価額が変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- 投資信託は、ご購入時にお申込手数料（お申込金額または基準価額に対して最大2.75%（税込））ならびにご換金時には一部の商品で解約手数料（公社債投信で1万円あたり最大110円（税込））が必要なものと信託財産留保額（ご換金時の基準価額に対して最大0.5%）が基準価額から差し引かれるものがあります。保有期間中には信託報酬（純資産総額に対して最大年率2.09%（税込））とその他の費用として監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、組入れ資産の保管等に要する諸費用等を信託財産から間接的にご負担いただきます。なお、「その他の費用」および「手数料等の合計額」については、保有期間や運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。詳細は投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等によりご確認ください。
- 投資信託のリスクおよび手数料等は商品毎に異なりますので、投資信託をご購入の際は、事前に各商品の最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面の内容をよくお読みいただいたうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面は当行の本・支店の窓口にてご用意しています。なお、インターネット取引専用投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）は窓口にはご用意しておりませんので、当行のホームページ上でご覧ください。

【NISA口座（一般NISA・つみたてNISA）に関する留意事項】

- 当行で開設するNISA口座への受入れ対象となるのは、当行取扱いの公募株式投資信託に限られます（上場株式や上場投資信託（ETF・REIT）等は取扱っておりません）。但し、つみたてNISAは当行が指定するつみたてNISA適格商品に限ります。
- 現在特定口座や一般口座で保有している投資信託をNISA口座へ移管することはできません。
- NISA口座内の残高を他の金融機関へ移管することはできません。
- 一般NISAとつみたてNISAは選択制であり、同一年に両方の適用は受けられません。変更する場合は、原則暦年単位となります。
- 年間の非課税投資枠は、一般NISAが120万円、つみたてNISAが40万円（お申込手数料を除く金額）であり、各年において年間の非課税投資枠に満たなかった未使用の非課税投資枠を翌年以降に繰越すことはできません。
- NISA口座内の公募株式投資信託を一度解約すると、その非課税投資枠の再利用はできません。したがって短期間での売買等を前提とした投資には適していません。
- NISA口座内の公募株式投資信託を換金し譲渡損失が発生しても、特定口座等で保有する他の上場株式の譲渡益や配当等との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- 投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であり、NISA口座における制度上のメリットを享受できません。
- つみたてNISAのご利用には、累積投資契約（積立契約）の締結が必要です。同契約に基づき定期かつ継続的な方法により対象商品（つみたてNISA適格商品）の買付けが行われます。
- つみたてNISAにより買付けた投資信託の信託報酬等の概算値は、原則として年1回通知いたします。
- つみたてNISAでは一般NISAと異なりロールオーバーができません。
- 基準経過日（NISA口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日）におけるつみたてNISA口座開設者の氏名・住所について確認が求められます。また、確認期間（基準経過日から1年を経過する日までの間）内に当該確認ができない場合は、累積投資勘定への上場株式等の受入れができなくなります。
- 「非課税口座開設届出書」の提出により、NISA口座を即日開設し、同日にNISA優先扱いの買付、「あいぎん積立投信」・「つみたてNISA」の申込みを行うことができます。但し、インターネットでの申込みの場合は、「投資信託口座開設完了のご案内」メール着信後となります。
- 事後的に二重口座であったことが判明した場合には、そのNISA口座で買付けた投資信託は買付時に遡って、特定口座（特定口座を未開設の場合は一般口座）に移管されます。なお、移管以前に生じた配当所得及び譲渡所得等については、一般口座での取引として取扱われ、遡及して課税されます。譲渡益については確定申告が必要です。
- ※「あいぎん積立投信」及び「つみたてNISA」の契約も、特定口座（特定口座を未開設の場合は一般口座）扱いとなります。

【ジュニアNISA口座に関する留意事項】

- ジュニアNISA口座の開設は、日本国内にお住まいの方で、開設する年の1月1日時点で19歳以下（2023年以後は17歳以下）の未成年の方が対象となります。
 - ジュニアNISA口座は、2023年末をもって口座開設可能期間が終了し、2024年以降、ジュニアNISA口座においては新たに投資信託の買付を行うことはできません。
 - ジュニアNISA口座は、1人1口座（1金融機関）しか開設できません。また、NISA口座と異なり、金融機関の変更はできません（廃止後の再開は可能ですが、払出制限の解除前に口座を廃止すると、過去に受取った分配金や売却益のすべてに課税されます）。
 - 当行で開設するジュニアNISA口座への受入れ対象となるのは、当行取扱いの公募株式投資信託に限られます（上場株式や上場投資信託（ETF・REIT）等は取扱っておりません）。
 - ジュニアNISA口座で保有している投資信託を売却しても、その投資信託を購入する際に使用した非課税投資枠の再利用はできません。また、各年において80万円に満たなかった未使用の非課税投資枠を翌年以降に繰越すことはできません。
 - 2023年末までにジュニアNISA口座で買付けた投資信託については2024年以降、当該ジュニアNISA口座に設定される継続管理勘定に移管することで、口座開設者本人がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日までの間は、引続き非課税で保有することができます。
 - その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、ジュニアNISA口座から原則として払出しはできません。それ以前に天災等の所定のやむを得ない事由以外による払出しがあった場合、過去に非課税で支払われた分配金や売却益は、非課税の取扱いがなかったものとみなされて払出時に課税され、ジュニアNISA口座は廃止されます。
 - ※なお、2024年1月1日以降は、上記やむを得ない事由以外による払出しであっても、非課税で行うことができます（ただし、ジュニアNISA口座は廃止されます）。
 - ジュニアNISA口座の損失はないものとみなされ、特定口座や一般口座で保有する他の投資信託等の売却益や分配金等との損益通算はできず、その損益の繰越控除もできません。
- ・当資料は、2022年4月現在の法令等に基づいて作成しています。今後の法令改正等により記載内容が変更となる場合があります。

お問い合わせはフリーダイヤルへ
またはお近くの愛知銀行の窓口へお気軽にどうぞ

愛知銀行 個人営業部 個人営業支援グループ

フリーダイヤル



0120-858-013

（受付時間：平日9時～17時）



あい、ふれあい、きずきあい

愛知銀行

- 商号/株式会社愛知銀行
- 登録金融機関/東海財務局長（登金）第12号
- 加入協会/日本証券業協会

愛知銀行
ホームページ

愛知銀行

検索

<https://www.aichibank.co.jp/>